

別紙

諮問第1788号

答 申

1 審査会の結論

本件不開示決定のうち、処分変更後になお不開示とした部分については、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表に掲げる本件開示請求1から7に対し、東京都知事が令和6年6月7日付けで行った本件不開示決定について、その取消しを求めるといふものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求1から7に対し、別表に掲げる不開示理由を根拠として、本件不開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和6年10月18日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年12月11日に実施機関から理由説明書を、令和7年1月7日に審査請求人から意見書を収受し、同年12月26日（第264回第二部会）から令和8年4月24日（第267回第二部会）まで、4回審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 私立外国人学校教育運営費補助金交付要綱について

実施機関では、私立外国人学校の教育条件の維持向上並びに在学する幼児、児童及び生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図るため、私立外国人学校からの申請を受けて交付する運営費の補助金について必要な事項を、私立外国人学校教育運営費補助金交付要綱により定めている。

イ 審査会における審議事項について

実施機関は、令和8年3月31日付けの開示決定により、令和6年6月7日付けで行った本件不開示決定において不開示とした部分のうち、別表に掲げる本件開示請求1-1及び3について対象公文書を特定し開示する処分変更（以下「本件処分変更」という。）を行った。そこで、審査会は、その余の部分である本件開示請求1-2、1-3、1-4、2、4、5、6及び7に係る不開示決定の妥当性について判断する。

ウ 不存在を理由とする不開示決定について

実施機関は、別表に掲げる本件開示請求1-2、1-3、1-4、4、5、6について、不存在を理由とする不開示決定を行った。

審査請求人は、実施機関が存在しないと弁明する公文書については、存在する蓋然性があるものであるから、実施機関の弁明には重大な疑義がある旨主張する。

実施機関が不開示決定を行った経緯について、審査会が事務局をして確認させたところ、本件開示請求があった際に当該請求に係る公文書が存在するか執務室を捜索し、その存在が確認できなかったとの説明があった。

審査会が事務局をして実施機関に更に確認させたところ、実施機関の執務室内書庫（壁面書庫11カ所・中間什器6カ所）、実施機関倉庫、システム室内ラック、ファイルサーバ内フォルダ及び文書総合管理システムの課内文書において開示請求に係る公文書の存在は認められなかった。

上記を踏まえ審査会が検討するに、本件開示請求時点において対象公文書が作成及び取得されていないため存在しないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、また、他に文書の存在をうかがわせる事情も認められないため、請求に係る公文書の不存在を理由に不開示とした決定は、妥当である。

エ 条例7条5号該当を理由とする不開示決定について

実施機関は、別表に掲げる本件開示請求2について、条例7条5号該当を理由とする不開示決定を行った。

審査請求人は、本件については既に「都民の理解が得られない」とする意思決定は行われていると述べるとともに、条例7条5号に該当するには「不当」の要件を充足する必要があるが、実施機関の説明ではその主張が欠落しており、同号に該当しない旨主張する。

これに対し実施機関は、本件対象公文書は行政における意思決定の過程を記録したものであり、一部であっても公にすることで、外部からの干渉、圧力等により、意思決定の中立性が損なわれることはもとより、その内容が一人歩きし、未成熟な情報が確定した情報と誤解され都民の間に混乱を生じさせるおそれがある旨説明する。

審査会が見分したところ、本件対象公文書には本件請求内容に係る行政機関における意思決定過程及び決定に至る事実関係等が記載されている。これを踏まえて検討するに、本件対象公文書はその一部であっても公にすることで、様々な立場から意思決定の過程を推測される可能性があり、その推測に基づく外部からの干渉、圧力等により、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるほか、未成熟な情報が確定した情報と誤解され不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められる。したがって、本件対象公文書について条例7条5号に該当することを理由に不開示とした決定は、妥当である。

オ 存否応答拒否を理由とする不開示決定について

実施機関は、別表に掲げる本件開示請求7について、存否応答拒否を理由とする不開示決定を行った。

審査請求人は、本件請求内容は要望書そのものではなく、要望書に対する「報告、記録、決裁文書、メモ全て」であることから、要望書に対する実施機関の対応を記載するものであって特定の個人に関する情報ではなく、また仮に当該資料に個人の氏名等が記載されていたとしても、マスキングすれば「特定の個人を識別することができるもの」には該当しない旨主張する。

これに対し実施機関は、本件開示請求7に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人の行動が実際にあったか否かという個人に関する情報で特定の

個人を識別できるものを公にすることとなるため、当該公文書の存否を明らかにしないで不開示とする旨説明する。

審査会が検討するに、本件開示請求7に係る公文書の存否を答えることにより、特定の個人が要望書を提出したか否かの事実が明らかになると認められ、当該存否に係る事実は、条例7条2号本文に該当する。

また、当該存否に係る事実は、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しない。

以上のことから、当該公文書の存否を答えることにより、条例7条2号に該当する不開示情報を開示することになると認められるので、条例10条の規定により本件開示請求を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

小泉 博嗣、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子

別表 本件不開示決定

	本件開示請求	不開示理由	
1	2010 年から突然停止されたままになっている朝鮮学校に対する補助金（私立外国人学校運営補助要綱に基づく）の停止根拠及び理由の詳細がわかる全ての資料（※14 年間もの長期に及ぶため、引き継ぎ文書やメモ、	（1－1）朝鮮学校に対する補助金の停止根拠及び理由の詳細がわかる決裁文書	不開示（不存在） ※審査対象外(処分変更により全部を開示済み)
	決裁文書、議会答弁、朝鮮学校とのやりとりや都民からの要望に対する対応等全て)	（1－2）朝鮮学校に対する補助金の停止根拠及び理由の詳細がわかる引継ぎ文書・メモ	不開示（不存在）
		（1－3）補助金停止に係る朝鮮学校とのやり取りがわかる文書・メモ	不開示（不存在）
		（1－4）補助金停止に係る都民からの要望に対する対応等がわかる文書・メモ	不開示（不存在）
2	朝鮮学校に対する補助金の復活について、都民からの要望に際しても、都議会における都議からの質問に際しても、「都民の理解が得られない。」との答弁回答をくり返しおこなっているが、その根拠とその意思決定プロセスがわかる全ての資料（決裁文書、メモも含む）	不開示（条例7条5号） <本件対象公文書> 「都民の理解が得られない。」との答弁、回答をしている根拠と意思決定プロセスがわかる全ての資料	
3	私立外国人学校運営補助要綱の附則において、朝鮮学校への補助金は「別途知事が定めるまで」停止するとしている。2010 年から 2024 年 4 月に至る、この間、この件について協議検討がなされたかわかる全ての資料。又「別途知事が定める」の意味するところがわかる全ての資料	不開示（不存在） ※審査対象外(処分変更により全部を開示済み)	

4	ホームページには、いまだに 2013 年 11 月 1 日づけの「朝鮮学校調査報告書の概要」が掲載されているが、その理由がわかる全ての資料。2016 年 3 月から 2016 年 9 月まで、削除されていたが、2016 年 9 月に知事の指示により再提案、掲載されている。再掲載された理由がわかる全ての資料	不開示（不存在）
5	東京都子ども基本条例が施行されてから、本条例に基づき、補助金復活を検討・協議した事実はあるか。あればそのことがわかる資料全て	不開示（不存在）
6	朝鮮学校への補助金復活を求める都民署名 18,421 筆を 3 回（①2023 年 12 月 5 日②2024 年 2 月 20 日③2024 年 3 月 25 日）にわたって都知事へ提出したが、その署名が窓口から都知事まで確かに渡されたことがわかる資料全て	不開示（不存在）
7	2023 年 2 月 10 日、都知事宛に〇〇（個人名）名の要望書を提出したが、その時の報告、記録、決裁文書、メモ全て	不開示 （存否応答拒否）